

## 日本版LLPの活用について

筒 井 徹  
(商工総合研究所)  
(主任 研究員)

日本版LLP (Limited Liability Partnership: 有限責任事業組合) 制度は2005年8月に新設された。制度創設から10年という一つの節目を経過したことから、改めて創設の経緯を振り返るとともに、LLPの現況や実際の活動状況、利用者の意見等を確認し今後について展望してみたい。

LLPは株式会社でも民法組合でもない新たな事業組織であり、従来わが国にはなかった有限責任の人的組織である。主な特徴としては、①出資者全員の有限責任、②内部自治の徹底、③構成員課税の適用、以上3点が挙げられる。それぞれについて簡単に説明すると、①については民法組合と異なり出資者(組合員)の責任については出資額の範囲に限定される。②③については株式会社と異なり、組織内部のルールについての制約が少なく、取締役会や監査役のような経営者に対する監視機関の設置が強制されない。そして利益や権限(議決権)の配分については出資金額の比率に拘束されず、出資者同士が協議して自由に決めることができる。また事業体には課税されず出資者に直接課税されることから二重課税を回避できる。

LLPが創設された目的は、リスクの高い事業への投資を誘引することで創業を促進し、アイデア、ノウハウ、技術等の人的資産の活用を促すことで企業同士の連携や専門的な能力を持つ人材の共同事業を活発化していくことにある。実際にわが国に先行してLLPの整備を進めてきた米国や英国は、創業の促進や企業同士の共同事業振興に大きな成果を挙げている(ただし、英国のLLPはわが国や米国と異なり法人格を有している)。

帝国データバンクが実施した「平成26年度有限責任組合等の活用実績等に関する調査(平成27年3月)」に基づきLLPの現況をみると、LLPの総数は制度創設以降毎年着実に増加しており、2014年12月末時点で5,374となっている。ちなみにわが国の企業数は1986年をピークにその後減少が続いている。また、同じ組合組織である中小企業組合数についても1982年以降減少が続いておりLLPと対照的な動きとなっている。ただ、LLPの年間設立数の推移をみると、制度創設の2005年(5か月実績)が377、翌2006年は1,327と急増したが、2007年以降は減少が続いており、2014年は394(純増数297)に止まるなど、伸び悩み傾向が続いている。業種(大分類)別にみると、最も多いのが「学術研究、専門・技術サービス業」で全体の33.7%を占め

ており、以下「情報通信業」14.5%、「卸売業、小売業」12.4%、「サービス業（他に分類されないもの）」7.0%の順となっており、専門サービス業など人的資産を競争力の源泉とする業種が上位を占めている。組合員数についてみると、最も多いのが「2名」で全体の42.3%を占めており、次いで「3～5名」が40.9%となっており、5名以下が8割以上を占めている。このようにLLPの構成員数は総じて少ない。その内訳についてみると、最も多いのが「個人のみ」で65.4%を占めており、以下「個人+法人」22.6%、「法人のみ」12.0%の順となっている。

LLPの実際の活動状況をみると、事業内容（目的）、構成員、規模、連携形態は多種多様である。前掲の調査報告書の事例をみると、①ASEAN（東南アジア諸国連合）のキャラクターコンテンツ市場の開拓を目的とした中小企業同士の連携、②地理情報システムを活用したコンサルティング業務およびシステム開発を目的とした個人と法人の連携、③コンクリートの長期耐久性を実現する技術のプレマーケティング活動を目的とした法人2社と個人2名（大学教授）の連携、④観光案内、在宅要介護者の病院送迎を目的とした個人タクシーの連携、⑤まちづくりの支援を行うための個人（地域プランナー・コーディネーター）同士の連携など、株式会社をはじめとする従来型の組織に比べるとバラエティーに富んでいる。

制度利用者の意見・感想をみると、①設立手続きが容易である、それ故起業の際の組織に適している、②法人化前の事業組織として望ましい、③個人営業の場合よりも信用度が高くなった、④出資比率の多寡にかかわらず議決権を自由に設定できる等内部自治の柔軟性が高い、⑤会計処理の透明化が図られる、など制度のメリットを評価する声が寄せられている。一方、従来わが国にはなかった新しい事業組織であるが故に、認知度が低いことや法人格がないために対外的な信用力が十分ではないなどの面で、実務面においてデメリットを感じている利用者も少なくない。具体的には、①LLPという組織の知名度が低く銀行口座開設手続きに時間を要する、②法人格がないため大手企業との契約が困難である、③年単位で損益の清算が発生するため株式会社のように新規事業への投資分として内部留保の充実を図っていくことができない、④法人化するには解散しなければならない、などの意見が出ている。LLPの設立件数が伸び悩んでいるのは、制度利用者のこうした声と無関係ではないであろう。

上記の通り日本版LLPには法人格がないこと等により様々な制約もある。しかしながら、経済のサービス化が加速し、企業の競争力の源泉が、製造設備や資本力などの物的資産から、知的財産や個人の技術、ノウハウ、アイデアなどを生み出す人的資本にシフトしていくなか、有限責任で柔軟性が高い人的組織であるLLP制度の利用価値は今後高まっていくのではないだろうか。中小企業が積極的にLLP制度を活用して、自らが得意とする技術や経験に裏打ちされた智慧を武器に、大いにチャレンジ精神を発揮していくことを期待したい。また、LLPは地域の人材やノウハウなどの資源を活かしながら、まちづくり、買物難民対策等さまざまな地域課題の解決を図るコミュニティビジネスを推進していく手段としても有効であり、こうした目的にも活用用途が広がっていくことが望まれる。